カスタマーハラスメントの防止対策の推進 に係る関係省庁連携会議(第3回)

資料

令和7年11月7日

1 - 2



「特定電気通信による情報の流通によって発生する 権利侵害等への対処に関する法律」 (情報流通プラットフォーム対処法)の概要

令和7年11月 総

情報流通プラットフォーム対処法(旧プロバイダ責任制限法)

(特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号))

インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、「被害者救済」と発信者の 「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プラットフォーム事業者等がインターネット上の 権利侵害等への対処を適切に行うことができるようにするための法制度を整備するもの。

①プラットフォーム事業者等の 免責要件の明確化

プラットフォーム 被害者 発信者 事業者等 削除の 申出 プラットフォーム 事業者等 による対応 削除せず 削除

被害者に対する責任 発信者に対する責任

第3条第1項

- ①権利が侵害されてい るのを知っていたとき 又は
- ②これを知りえたと認め るに足る相当の 理由があるとき

以外は免責

第3条第2項

- ①権利が不当に侵害され ていると信じるに足る 相当の理由があるとき 又は
- ②発信者に削除に同意す るか照会したがフ日 以内に反論がないとき

は免責

②発信者情報の開示



- ▶ 権利侵害情報の発信者を特定して損害賠 償請求等を行うことができるよう、 発信者情報開示請求権を規定(第5条)
- ▶ 元来2回の手続を要する発信者情報の開 示を一つの手続で行うことを可能とする裁判 手続(非訟事件手続)を規定(第8条~)

③大規模なプラットフォーム事業者等 の義務



の诵知



削除対応の迅速化

- 削除申出窓口の整備・公表 (第22条)
- 削除申出への対応体制の整備 (第24条)
- 削除申出に対する判断・通知 (第25条)

運用状況の透明化

- 削除基準の策定・公表 (第26条)
- 削除した場合、発信者への通知 (第27条)
- 運用状況の公表 (第28条)

令和6年プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律(概要)

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、

①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務づける法改正を実施済み(令和6年5月)。

改正内容

大規模プラットフォーム事業者※1に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少なくない一定規模以上等の者。

- ① 対応の迅速化 (権利侵害情報)
 - ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表
 - 削除申出への対応体制の整備(十分な知識経験を有する者の選任等)
 - ・ 削除申出に対する判断・通知(原則、一定期間内)

② 運用状況の透明化

- ・ 削除基準の策定・公表 (運用状況の公表を含む)
- ・ 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、法律※2の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利 侵害等への対処に関する法律」(情報流通プラットフォーム対処法) に改める。

> ※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (プロバイダ責任制限法:プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定)

施行日

令和7年4月1日(火)

• 情報流通プラットフォーム対処法の施行に当たり、下記省令・ガイドラインを策定(令和7年3月11日公表)。

① 省令

- ・「大規模特定電気通信役務提供者」の指定要件(平均月間発信者数1000万人等)
- ・ 削除申出に対する判断・通知までの「一定期間」の明確化(7日間)
- ・ 運用状況の公表に当たっての具体的な公表項目
 - ▶ 権利侵害情報の削除申出に対して一定期間内に削除する旨の通知をした件数、 削除しない旨及びその理由の通知をした件数
 - ▶ 利用者や公的機関からの通報等を受けて削除した件数及び削除しなかった件数
 - ➤ AIを用いた削除件数・アカウント停止件数
- ▶ 日本語を理解するコンテンツモデレーターの数、人的・技術的体制についての説明等を規定。
- ② 法律の解釈を示したガイドライン

「申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと」の解釈、「侵害情報調査専門員」の 具体的な要件等を記載。

③ 違法情報ガイドライン

どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化。また、大規模特定電気通信役務提供者が「送信防止措置の実施に関する基準」を策定する際に盛り込むべき違法情報を例示。